

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	61
提出時期	令和 3 年 11 月 (定例会・臨時会)		
案件名	工事請負契約の締結について		
要 旨	<p>【議案理由】</p> <p>地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、「工事請負契約の締結について」(令和 3 年議案第 2 号)にかかる道路改良工事の一部を下記のとおり変更することについて、議会の議決を求めるもの</p>		
	<p>【具体的な内容】</p> <p>契約の目的 道路改良工事 (社会資本整備交付金事業) 一級町道 川上東河内線 (塙町大字常世北野字八幡地内)</p> <p>変更前工事請負金額 金 69,850,000 円 変更後工事請負金額 金 81,413,200 円 変更による工事請負金額増 金 11,563,200 円</p> <p>契約の相手方 福島県東白川郡塙町大字塙字大町四丁目 6 番地 深谷建設株式会社 代表取締役 深谷佳孝</p>		
担当課	まち整備課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	62
提出時期	令和 3 年 11 月 (定例会・臨時会)		
案件名	財産処分について		
要 旨	<p>【提案理由】 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、普通財産の土地建物売買契約の締結について議会の議決を求めるもの</p> <p>【具体的な内容】 財産の表示 土地 塙町大字板庭字原木沢 28 番地外 7 筆 45,039.68 m² 建物 鉄骨 2 階建 (工場) 外附属棟 6 棟 2,620.91 m² 処分価額 金 37,800,000 円 契約の目的 工場 (酒製造) 及び事務所の用に供するため 相手方 福島県東白川郡塙町大字板庭字原木沢 32 番地 株式会社 奥久慈塙蒸留所 代表取締役 神永英保</p>		
担当課	まち振興課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	63
提出時期	令和 3 年 11 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 令和 3 年福島県人事委員会勧告の内容に準拠し、埴町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する。</p> <p>【具体的な内容】 民間の特別給年間支給割合と比較し、年間支給月数を 0.10 月分引下げる (3.30 月→3.20 月) ための改正を行う。</p> <p>【施行期日】 令和 3 年 12 月支給分の改正は公布の日 (令和 3 年 11 月 30 日予定) から、令和 4 年 6 月及び 12 月支給分の改正は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	64
提出時期	令和 3 年 11 月 (定例会・臨時会)		
案件名	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 令和 3 年福島県人事委員会勧告の内容に準拠し、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する。</p> <p>【具体的な内容】 民間の特別給年間支給割合と比較し、年間支給月数を 0.1 月分引下げる (3.20 月→3.10 月) ための改正を行う。</p> <p>【施行期日】 令和 3 年 12 月支給分の改正は公布の日 (令和 3 年 11 月 30 日予定) から、令和 4 年 6 月及び 12 月支給分の改正は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p>		
担当課	議会事務局		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	65
提出時期	令和 3 年 11 月 (定例会・臨時会)		
案件名	町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 令和 3 年福島県人事委員会勧告の内容に準拠し、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する。</p> <p>【具体的な内容】 民間の特別給年間支給割合と比較し、年間支給月数を 0.10 月分引下げる (3.30 月→3.20 月) ための改正を行う。</p> <p>【施行期日】 令和 3 年 12 月支給分の改正は公布の日 (令和 3 年 11 月 30 日予定) から、令和 4 年 6 月及び 12 月支給分の改正は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	66
提出時期	令和 3 年 11 月 (定例会・臨時会)		
案件名	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 令和 3 年福島県人事委員会勧告の内容に準拠し、職員の給与に関する条例の一部を改正する。</p> <p>【具体的な内容】 民間の特別給年間支給割合と比較し、年間支給月数を 0.15 月分引下げる (4.40 月→4.25 月) ための改正を行う。なお、今回は期末手当を対象に引下げを行う。</p> <p>【施行期日】 令和 3 年 12 月支給分の改正は公布の日 (令和 3 年 11 月 30 日予定) から、令和 4 年 6 月及び 12 月支給分の改正は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p>		
担当課	総務課		